

## 市第 118 号議案

## 公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
南本宿第三公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役 渡邊 宣昭 社 長	平成25年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで

## 提 案 理 由

南本宿第三公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24  
4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）